

# 後期高齢者医療保険料のお知らせ

## 保険料率のお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料率（均等割額と所得割率）は兵庫県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直しを行います。2年目となる平成31年度（令和元年度）の料率は前年度と同じです。

区分	平成31年度(令和元年度)
均等割額	48,855円
所得割率	10.17%
保険料額の上限	620,000円

## 均等割額の軽減の見直し

- 年金収入80万円以下などの要件を満たす人の均等割額の軽減率は法令上7割軽減ですが、これまでは特例的に9割軽減でした。
- 平成31年度（令和元年度）は8割軽減になります。

### 保険料を年金からの引き落とし（特別徴収）で納めている皆さまへ

年度の前半（4月～8月）は前年度の2月の引き落とし額と同額となり、後半（10月～2月）で年度の保険料を調整します。引き落とし額への影響は、基本的に10月からになります。

（注）口座振替により納付している人（普通徴収）については、7月から翌年3月まで各月の納期ごとに指定の口座から引き落としになりますので、年度途中での保険料の調整はございません。

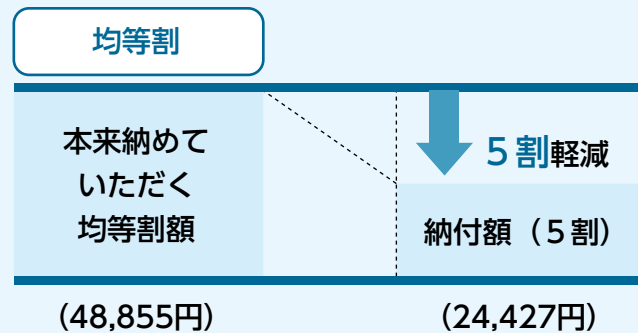
### 特別徴収の場合の金額調整の例

平成30年度 年額4,885円（月平均407円）						平成31年度（令和元年度） 年額9,771円（月平均814円）					
700円	700円	700円	985円	900円	900円	900円	900円	900円	2,471円	2,300円	2,300円
4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

## 元被扶養者の均等割額の軽減の見直し

後期高齢者医療制度に加入する前日に、ご家族の会社の健康保険、共済組合などで被扶養者であった人は、制度の見直しにより平成31年度（令和元年度）以降は資格取得後2年を経過する月までの間に限り均等割額が5割軽減になります。

元被扶養者であった人でも、世帯の所得の低い人に対する軽減を受けることができます。ただし、両方の軽減を受けられる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。



# 介護保険料のお知らせ

消費税率の改正に伴い、低所得者の負担軽減を図るため、平成31年度（令和元年度）の介護保険料については、第1段階から第3段階の人の年間保険料を表のとおり引き下げます。

段階	対象者	引下げ前 年間保険料 (料率)	引下げ後 年間保険料 (料率)
第1段階	生活保護の受給者	27,000円 (0.45)	22,500円 (0.375)
	老齢福祉年金の受給者 本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人		
第2段階	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人	39,000円 (0.65)	34,500円 (0.575)
第3段階	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人	45,000円 (0.75)	43,500円 (0.725)

1. 各段階の年間保険料は、基準月額5,000円/月×12月×料率で算出します。
2. 第1段階の料率を0.45から0.375に、第2段階の料率を0.65から0.575に、第3段階の料率を0.75から0.725に軽減し、低所得者の負担軽減を実施します。
3. 第2号被保険者（40～64歳の人）の保険料は、加入している医療保険（国民健康保険、健康保険、共済組合）により異なります。詳しくはそれぞれの窓口へお問い合わせください。

【問合せ】 健康福祉課 介護保険係 ☎492-9139

# 国民健康保険税の税率のお知らせ

平成31年度（令和元年度）の国民健康保険税の税率は前年度と同じです。ただし、最高限度額は表のとおり引き上げます。



区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	7.9%	1.9%	2.3%
均等割額	27,500円	7,000円	9,000円
平等割額	22,000円	4,100円	4,000円
最高限度額	610,000円 ※(580,000円)	190,000円	160,000円

※( )内は前年度の最高限度額です。後期高齢者支援金分、介護保険分の最高限度額は前年度と同じです。

【問合せ】 税務課 住民税係 ☎492-9132

# 納税通知書等の元号表記について

改元日（5月1日）以降の公文書等については、原則、新元号である「令和」で表記しますが、事務処理等の関係上、納税通知書等は旧元号である「平成」で表記する場合があります。この場合においても、当該通知等の法律上の効果には変わりがなく有効なものとなります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。